

高砂火力発電所新1・2号機設備更新計画  
に係る環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

平成27年3月

電源開発株式会社

## 目 次

第1章 環境影響評価方法書についての公告及び縦覧等 .....	1
1. 1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 .....	1
(1) 方法書の公告及び縦覧 .....	1
① 公 告 の 日 .....	1
② 公告の方法 .....	1
③ 縦 覧 場 所 .....	2
④ 縦 覧 期 間 .....	2
⑤ 縦 覧 者 数 .....	2
1. 2 環境影響評価方法書についての説明会の開催 .....	3
(1) 方法書についての説明会の開催 .....	3
① 開 催 日 時 .....	3
② 開 催 場 所 .....	3
③ 来 場 者 数 .....	3
1. 3 環境影響評価方法書についての意見の把握 .....	3
(1) 方法書についての意見の把握 .....	3
① 意見書の提出期間 .....	3
② 意見書の提出方法 .....	3
③ 意見書の提出状況 .....	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解 .....	13

## 第1章 環境影響評価方法書についての公告及び縦覧等

### 1. 1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨その他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

#### （1）方法書の公告及び縦覧

##### ① 公告の日

平成27年1月23日（金）

##### ② 公告の方法

イ. 平成27年1月23日（金）付の次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。 別紙-1

- ・神戸新聞（碁将棋面、朝刊 21面）
- ・朝日新聞（兵庫 但馬面、朝刊 33面）
- ・読売新聞（東播磨地域面、朝刊 30面）
- ・毎日新聞（兵庫 播磨・姫路面、朝刊 24面）
- ・産経新聞（播州面、朝刊 24面）
- ・日本経済新聞（社会面、朝刊 39面）

ロ. 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

・関係地域の広報誌への掲載 別紙-2

（イ）高砂市広報「広報たかさご No.839 平成27年（2015）2月」

・インターネットによる掲載 別紙-3

- （イ）高砂市ホームページ (<http://www.city.takasago.hyogo.jp/>) に  
平成27年1月23日（金）より掲示
- （ロ）加古川市ホームページ (<http://www.city.kakogawa.lg.jp/>) に  
平成27年1月23日（金）より掲示
- （ハ）兵庫県ホームページ (<http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/eia/index.html>) に  
平成27年1月23日（金）より掲示
- （ニ）当社ホームページ (<http://www.jpower.co.jp/>) に  
平成27年1月23日（金）より掲示

### ③ 縦覧場所

関係地域の自治体庁舎 4箇所及び当社事業所 1箇所の計 5箇所にて縦覧を実施した。また、当社ホームページにおいてインターネットの利用により公表した。

#### イ. 自治体庁舎

- ・高砂市役所 1階市民室（高砂市荒井町千鳥 1丁目 1番 1号）
- ・姫路市役所環境政策室（姫路市安田四丁目 1番地）
- ・加古川市役所環境政策課（加古川市加古川町北在家 2000）
- ・兵庫県庁環境影響評価室（神戸市中央区下山手通 5丁目 10番 1号）

#### ロ. 当社

- ・電源開発株式会社 高砂火力発電所（高砂市梅井 6丁目 4番 1号）

#### ハ. インターネットの利用による公表

- ・当社ホームページに方法書及び要約書を公表した。  
[http://www.jp-power.co.jp/company\\_info/environment/takasago.html](http://www.jp-power.co.jp/company_info/environment/takasago.html)
- ・兵庫県及び高砂市、加古川市のホームページから当社ホームページにリンクすることにより自治体ホームページから方法書及び要約書を参照可能とした。

### ④ 縦覧期間

平成 27 年 1 月 23 日（金）から平成 27 年 2 月 23 日（月）までとした。

自治体庁舎等については、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の閉庁日は除いた。

高砂火力発電所については、縦覧期間終了後も平成 27 年 3 月 9 日（月）まで閲覧可能とした。

縦覧時間は、各縦覧場所とも 9 時から 17 時までとした。

なお、インターネットの利用による公表については、平成 27 年 1 月 23 日（金）から平成 27 年 3 月 9 日（月）まで閲覧可能とした。

### ⑤ 縦覧者数

#### イ. 縦覧者名簿記載者数

総 数	29名	[ 41 部 ]
(内 訳) 高砂市役所 1階市民室	19名	[ 18 部 ]
姫路市役所環境政策室	4名	[ 7 部 ]
加古川市役所環境政策課	1名	[ 0 部 ]
兵庫県庁環境影響評価室	2名	[ 7 部 ]
電源開発株式会社 高砂火力発電所	3名	[ 9 部 ]

注：[ ] 内の数値は、当社が作成し縦覧場所に備え付けた「環境影響評価方法書のあらまし」の持帰り部数である。

ロ. 方法書及び要約書を公表したウェブサイトへのアクセス数

　　アクセス数 : 1,545 回

## 1. 2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

### (1) 方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。説明会は、発電所計画地点である高砂市で開催し、説明会開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

#### ① 開催日時

平成27年2月10日（火）18時30分～20時15分

#### ② 開催場所

高砂市福祉保健センター 中ホール（高砂市高砂町朝日町1丁目2番1号）

#### ③ 来場者数

92名

## 1. 3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。なお、平成27年2月10日（火）に実施した説明会における質問も意見として取り扱った。

### (1) 方法書についての意見の把握

#### ① 意見書の提出期間

平成27年1月23日（金）から平成27年3月9日（月）まで

（縦覧期間及びその後2週間、郵送の受付は当日消印有効とした。）

#### ② 意見書の提出方法 別紙-4

イ. 縦覧場所に備え付けた意見箱への投函

ロ. 当社への郵送による書面の提出

ハ. 説明会での質問用紙の提出及び口頭質問

#### ③ 意見書の提出状況

意見書の提出は7通（意見の総数：23件）であった。そのうち、説明会での質問用紙の提出4件、口頭質問は1件（質問の総数：5件）であった。

日刊新聞紙に記載した公示

○平成 27 年 1 月 23 日（金）掲載

- ・神戸新聞(碁将棋面、朝刊 21面)
  - ・朝日新聞(兵庫但馬面、朝刊 33面)
  - ・読売新聞(東播磨地域面、朝刊 30面)
  - ・毎日新聞(兵庫播磨・姫路面、朝刊 24面)
  - ・産経新聞(播州面、朝刊 24面)
  - ・日本経済新聞(社会面、朝刊 39面)

(イ) 高砂市広報「広報たかさご No.839 平成 27 年（2015）2 月」

電源開発株式会社が、環境影響評価法に基づき、「高砂市役所1階市民室」において、砂火力発電所新1・2号機設備更新計画に係る環境影響評価方法書の縦覧と住民説明会を行います。
<b>【縦覧】</b>
期 間 2月23日(月) 9時～17時
場 所 ◇市役所1階市民室
※ 土・日、祝日を除く ◇電源開発株式会社
<b>【説明会】</b>
と き 2月10日(火) 18時30分～20時30分
ところ 福祉保健センター 中ホール

## (イ) 高砂市ホームページ

高砂市は、平成26年7月1日に市制施行60周年を迎えました。 > RSS > 携帯サイト

# 高砂市

TAKASAGO CITY

- ホーム → 基礎の窓内 → 歴史と歴史と観光 → 市政情報

現在位置：ホーム > 基礎の窓内 > 環境 > 環境保全対策・公害防止 > 環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書総覽

**環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書総覽**

**電源開発株式会社高砂火力発電所新1・2号機設備更新計画**

電源開発株式会社高砂火力発電所が、環境影響評価法に基づき、「電源開発株式会社高砂火力発電所新1・2号機設備更新計画に係る環境影響評価方法書」の概要および住民説明会を次のとおり行います。

**概要**

- 期間 1月23日（金曜日）から2月23日（月曜日）まで 9時から17時まで
- 会場 所 市役所1階市民室（平日のみ）  
電源開発株式会社高砂火力発電所（土・日・祝日を含む）

**説明会**

- 日時 2月10日（火曜日） 18時30分から20時30分まで
- 場所 福祉保健センター 中ホール  
[<高砂火力発電所新1・2号機設備更新計画に係る環境影響評価方法書の概要および説明会について>](#)

**環境影響評価方法書の概要内容について**

環境影響評価方法書は下記ウェブサイトからご覧になることができます。

[<高砂火力発電所新1・2号機設備更新計画に係る環境影響評価方法書の公開ページ>](#)

**問合せ先**

電源開発株式会社 立地・環境部環境室（電話 03-3546-9391）

**生活環境部 環境経済室 環境政策課**

- 郵便番号：676-8501
- 住所：兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
- 電話：079-443-9029
- Email：[het2915@city.takasago.hyogo.jp](mailto:het2915@city.takasago.hyogo.jp)

この組織から検索：[生活環境部/環境経済室 環境政策課](#)

登録日：2015年1月8日 / 更新日：2015年2月4日

このカテゴリー内の他のページ

- [紫外線（日焼け）について](#)
- [環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書総覽](#)
- [公害についての苦情・相談](#)
- [大気中の微小粒子状物質（PM2.5）について](#)
- [PCBを含有している電気機器を使用又は保管していないか点検を行ってください！](#)
- [自治会等による地域商賈等のごみ袋について](#)
- [犬の糞の放置に苦情しよう！イエローカード作戦について](#)

高砂市 このサイトについて 個人情報保護 善作権について アクセスマップ サイトマップ 組織から検索

高砂市役所 〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号  
Tel : 079-442-2101 (代表) Fax : 079-442-2229 (代表)  
開庁時間：月曜日から金曜日 8時30分から17時15分まで（土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く）

Copyright 2008 Takasago City. All Rights Reserved.

(ロ) 加古川市ホームページ

The screenshot shows the official website of Kakogawa City. At the top, there's a header with the city's logo and name, along with links for site map, multilingual support, and search functions. Below the header, there are several navigation tabs: '暮らし' (Life), '子育て・教育 文化・スポーツ' (Parenting/Education Culture/Sports), '福祉・健康' (Welfare/Health), '事業者の方へ' (For Businesses), and '市政情報' (Municipal Information). A breadcrumb trail indicates the current page: '現在の位置 ホーム > クラシ > 環境・衛生 > お知らせ > 環境影響評価方法書の総覧'. The main content area features a large blue banner for the '環境影響評価方法書の総覧' (Summary of Environmental Impact Assessment Report) for the '電源開発株式会社 高砂火力発電所新1・2号機設備更新計画に係る環境影響評価方法書の総覧について'. To the right, there's a sidebar with a 'お問い合わせ' (Contact Us) section containing links to various city services like recycling information and Q&A about PM2.5, and a '申請書ダウンロード' (Application Form Download) button. At the bottom left, there's a circular 'お問い合わせ' (Contact Us) icon with contact details: 職務番号: 675-8501, 住所: 加古川市加古川町北在家2000, 電話番号: 079-427-9199, ファックス番号: 079-422-9569, and an email link: [問合せメールはこちら](mailto:kakogawa@kakogawa.go.jp).

[このホームページについて](#) | [著作権について](#) | [お問い合わせ](#) | [サイトマップ](#) | [プライバシーポリシー](#)

[ページの先頭へ](#)



〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000  
電話番号: 079-421-2000 (代表)  
ファックス番号: 079-422-1403  
開通時間: 8時30分から17時15分まで

COPYRIGHT (C) 2014 KAKOGAWA CITY. ALL RIGHTS RESERVED.

(八) 兵庫県ホームページ

ひょうごの環境影響評価

ASSESSMENT

ひょうごの環境影響評価

ホーム  
ひょうごの環境影響評価  
事業案件情報  
事後監視調査  
環境影響評価審査会  
記者発表  
参考資料

0 人の訪問者です

**環境省アセス支援ネットワーク**

**兵庫県**

**兵庫の環境**

**神戸市**

**尼崎市**

**伊丹市**

平成27年1月23日 [NEW]  
・「電源開発株式会社高砂火力発電所新1・2号機設備更新計画に係る環境影響評価方法書」の総覧について（事業者ホームページへリンク）<方法書の公開ページはこちら（事業者ホームページへリンク）>

平成27年1月13日 [NEW]  
・「三菱日立パワーシステムズ高砂工場実証設備複合サイクル発電所更新計画に係る環境影響評価書」の総覧について（事業者ホームページへリンク）

平成25年10月1日  
・環境影響評価に関する条例が改正され、平成25年10月1日から施行されました。詳細はこちら（条例関係規定集へリンク）。

お知らせ履歴

記者発表

記者発表履歴

**ひょうごの環境影響評価**

- 環境影響評価とは
- 対象事業一覧
- 条例関係規程集
- 届出様式集

**環境影響評価審査会**

- 委員名簿
- 環境影響評価審査会規則
- 議事録
- 答申一覧

http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/eia/index.html[2015/01/23 17:54:48]  
ひょうごの環境影響評価

**手続きフロー**

**事業案件情報**

- 手続き中の案件
- 手続き終了の案件
- 環境影響評価図書要約版

**事後監視調査**

■ 事後監視調査実施案件

**参考資料**

- 県環境白書
- 大気・水質等常時監視結果
- 環境影響評価条例パンフレット (PDFファイル 488KB)
- 第4次兵庫県環境基本計画
- ひょうごの生物多様性ひろば
- 景観影響評価制度(景観アセス)

PDFファイルを閲覧するには、AdobeReader(無料)がパソコンにインストールされている必要があります。  
AdobeReaderがインストールされていない場合は、こちらからダウンロードしてください。

<b>お問い合わせ</b>	部署名：農政環境部環境管理局水大気課環境影響評価室 電話：078-362-9086／FAX：078-362-3914 Eメール：kankyoelkyohyoka@pref.hyogo.lg.jp
---------------	---

(=) 当社ホームページ

平成 27 年 1 月 22 日  
電源開発株式会社

「高砂火力発電所新 1・2 号機設備更新計画環境影響評価方法書」の  
届出・送付および縦覧・説明会について

当社は、本日、環境影響評価法および電気事業法に基づき、「高砂火力発電所新 1・2 号機設備更新計画 環境影響評価方法書」（以下、「方法書」という）を経済産業大臣に届け出るとともに、高砂市長、姫路市長、加古川市長、兵庫県知事へ送付致しました。

また、明日 1 月 23 日（金）より、方法書の縦覧を行うとともに、2 月 10 日（火）に高砂市福祉保健センターにおいて、方法書の説明会を開催致します。

1. 方法書の縦覧

(1) 縦覧場所

- ・ 高砂市役所、姫路市役所、加古川市役所、兵庫県庁（関係自治体庁舎）
- ・ 電源開発株式会社高砂火力発電所

(2) 縦覧期間 平成 27 年 1 月 23 日（金）～2 月 23 日（月）

関係自治体庁舎については、土曜日・日曜日・祝日の閉庁日を除きます。

電源開発株式会社高砂火力発電所では土曜日・日曜日・祝日もご覧になれます。

(3) 縦覧時間 午前 9 時～午後 5 時

2. 方法書の説明会

(1) 日時 平成 27 年 2 月 10 日（火） 午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分

(2) 場所 高砂市福祉保健センター 中ホール

（高砂市高砂町朝日町 1 丁目 2 番 1 号）

<高砂火力発電所新 1・2 号機設備更新計画の概要>

○所在地	兵庫県高砂市梅井 6 丁目
○発電出力	120 万 kW (60 万 kW × 2 基)
○工事開始時期	平成 30 年度（予定）
○運転開始時期	新 1 号機 平成 33 年度（予定） 新 2 号機 平成 39 年度（予定）

(方法書への意見の提出について)

本方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、事業者宛に書面にて意見書をお寄せください。

○意見書の記載事項

- ・ 氏名および住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- ・ 意見書の提出の対象である方法書の名称
- ・ 本方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください）

○意見書の提出期限 平成27年3月9日（月）（当日消印有効）

○意見書の提出先 〒104-8165

東京都中央区銀座6丁目15番1号  
電源開発株式会社 立地・環境部 環境室  
TEL：03-3546-2211

(添付資料)

- ・高砂火力発電所新1・2号機設備更新計画環境影響評価方法書のあらまし

以 上

高砂火力発電所新1・2号機設備更新計画 環境影響評価方法書

## ご意見記入用紙

平成 年 月 日

—

### ご住所

## 前名り (ふりがな)

### 二連絡先 (TEL)

環境影響評価法第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から次のとおり意見を提出する。

## ご意見の内容及びその理由

注) 環境影響評価法施行規則第12条の規定により、住所、氏名は必ずご記入願います。

本用紙にご記入いただきました情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

#### 【ご意見の提出方法及び提出先】

総務省に備え付けの「ご意見箱」に投函下さい。郵送の場合は、以下のあて先まで提出期間内にお送り下さい。

〒104-8165 東京都中央区銀座6-15-1

電源開発株式会社 立地・環境部 環境室

## 【ご意見の提出期間】

平成 27 年 1 月 23 日（金）から平成 27 年 3 月 9 日（月）まで [郵送の場合は、当日消印有効]

高砂火力発電所新1・2号機設備更新計画  
環境影響評価方法書説明会

質問票

◎ご質問は、「高砂火力発電所新1・2号機設備更新計画 環境影響評価方法書」（「要約書」及び「あらまし」を含む）に関するものに限らせて頂きます。

※お手数ですが、質問票1枚につき、ご質問が1問となるようご記入ください。

質問が複数となる場合は、「ご質問箱」の横に質問票を用意しておりますのでご利用ください。

ご住所：

ふりがな

ご氏名：

※ふりがなもお願い致します。

ご質問の項目：（該当する項目の番号に○印をつけて下さい）

- |          |              |          |
|----------|--------------|----------|
| 1. 事業計画  | 5. 水環境       | 9. 温暖化関係 |
| 2. 環境全般  | 6. 動物・植物・生態系 | 10. その他  |
| 3. 大気環境  | 7. 廃棄物関係     |          |
| 4. 騒音・振動 | 8. 景観        |          |

ご質問の内容

注：本質問票にご記入頂きました情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。

## 第2章 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は23件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

なお、提出された意見については、原文どおり記載した。

## 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と当社の見解

### 1. 事業計画関係

No.	意 見 の 概 要	事 業 者 の 見 解
1	<p>御社の以下の項目に関する詳細な検討結果を平成33年度、平成39年度のそれぞれお教え願いますでしょうか。</p> <p>①再生エネルギーと蓄電池技術開発          ②国のベストミックス          ③GTCC、次世代原子炉、水素エネルギー、燃料電池の開発          ④地球温緩化の進行状況          ⑤売電先</p>	<p>当社としては将来（新1号機運転開始予定の平成33年度時点、新2号機運転開始予定の平成39年度時点）の国の政策や世界的な情勢についてお答えすることはできませんが、現時点の取り組み等の状況若しくは見通しとしては下記のとおりと考えております。</p> <p>①当社は、再生可能エネルギーとして、風力発電事業にも積極的に取り組んでおり、国内2位の規模で約38万kWの設備出力を有しております。また、地熱発電所についても、既設では宮城県、新設開発としては秋田県において大規模な地熱開発に取り組んでおります。蓄電池技術につきましては、最新の技術の進歩状況について情報収集を行っているところです。</p> <p>②国のエネルギーベストミックスについては、経済産業省下の諮問機関において将来の日本の電源構成についてどのような構成が一番適当かと議論が開始されており、この議論の推移について注視しているところですが、当社としては石炭火力が将来においても重要なベースロード電源であることは変わりないと認識しております。</p> <p>③GTCC（ガスタービンコンバインドサイクル）と次世代原子炉について当社は特に新しい技術開発は行っておらず、各メーカーの技術開発について注視している状況です。水素エネルギー、燃料電池については技術開発に取り組んでいます。</p> <p>④地球温暖化の進行については、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）において科学的知見の評価が行われており、その「評価報告書」の内容或いは毎年開催される国連の会議等の報告の状況に注視している状況です。</p> <p>⑤現時点での具体的な売電先については、検討中であり未定です。</p>

## 2. 大気関係

No.	意見の概要	事業者の見解
2	気象の状況では、風向についての記載が無い。年間、西寄りの風が60%だと思うが、そうすると高砂市の東側に位置する播磨町や稻美町の環境に影響があるはずだが、縦観対象自治体に入れるべきだ。	<p>対象事業実施区域周辺の最寄りの一般環境大気観測局として北東約2kmの地点に高砂市役所測定局があり、風向・風速が測定されております。当該測定局の平成25年度における風配図によると北東の風の出現頻度が高くなっています（約17%）。</p> <p>なお、当該気象の状況については、方法書P3.1-1～3（23～25）に記載しております。</p> <p>また、「環境影響を受けると認められる地域」については、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（以下「発電所アセス省令」という）」（平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号）に依ると、「①対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲の地域」、「②すでに入手している情報によって、①以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると判断される地域」とされており、以上の状況を踏まえ「工事用資材の搬出入」及び「施設の稼働（温排水）」に係る環境影響を事前に試算した結果から判断し、高砂市、姫路市、加古川市を設定いたしました。</p>
3	降下煤じん測定地点が高砂市内だけでは狭すぎるのではないか。加古川市・稻美町・播磨町にも測定地点を拡げるべきだ。	<p>降下ばいじんの測定地点の選定にあたっては、「発電所に係る環境影響評価の手引 平成19年1月改定」（経済産業省 原子力安全・保安院）において、石炭粉じんの拡散の特性を踏まえ、石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがある地域として、屋外貯炭場から約1kmの範囲と定められています。</p> <p>本測定地点は対象事業実施区域周辺の気象の状況及び最寄りの住居等を考慮し約2kmの範囲内に4地点を設定しており、周辺自治体の測定局の測定値も参考に環境影響評価を実施し、その結果については準備書に記載いたします。</p>
4	煤煙に関する事項（第2.2.6-3表）で硫黄酸化物濃度18ppm、窒素酸化物濃度22ppm、ばいじん濃度8mg/m <sup>3</sup> Nとなり良くなるとあるが、磯子発電所新2号機は、硫黄酸化物10ppm、窒素酸化物13ppm、ばいじん5mg/m <sup>3</sup> Nである、なぜこんなに悪い脱硝装置・脱硫装置・集塵機を使うのか？磯子新2号機より良い性能の装置にするべきだ。	<p>環境対策設備として磯子新2号機と同等の除去効率の排煙脱硫装置、排煙脱硝装置、集じん装置を導入する計画としており、排出濃度に違いはあるものの周辺環境は現状同様環境基準に適合するものと考えております。</p> <p>周辺環境への影響については、今後、調査・予測及び評価を実施し、その結果については準備書に記載いたします。</p>
5	浮遊粒子状物質の環境評価選定項目が煙突からの排ガスだけとなっているが、建設工事関係車両からの排出についても環境評価項目に選定するべきだ。	<p>環境影響評価選定項目については「発電所アセス省令」に基づき選定しており、「工事中の資材等の搬出入に伴う影響については、広域に及ぶものとは考えられないこと及び近年、環境基準が達成されていることから、参考項目として設定しない」となっております。平成25年度における高砂市内の一般局（3局）、自排局（1局）は、長期的評価及び短期的評価ともに環境基準に適合しており、また平成21年度から25年度の年平均値の経年変化はほぼ横ばいで推移しています。以上から、資材等の搬出入に伴う浮遊粒子状物質は環境影響評価項目として選定しておりません。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
6	東播磨東部地域の大気環境は悪く、姫路市・明石市・加古川市・高砂市・播磨町は自動車NOx・PM法対象地域となっている。野積み石炭貯炭場では粉じんやPM2.5が発生する可能性が大きい。密閉式貯炭場にするべきだ。	<p>屋外貯炭場からの石炭粉じんの飛散については、散水、防塵カバー、遮風フェンス等の粉じん飛散防止に必要な措置を講じる計画としており、石炭粉じんの飛散は防止できるものと考えております。</p> <p>また、石炭粉じんの環境影響評価にあたっては、粉じん飛散防止措置の効果を考慮した上で適切に環境影響評価を実施し、その結果については準備書に記載いたします。</p> <p>なお、屋内貯炭場の設置については、環境影響評価の結果を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。</p>
7	基準を上回った場合、本工事だけではないので、他の工事等との比較が難しいのでは? 細かい測定をされるので感心しました。頑張って下さい。	今回実施する環境調査は、他の工事も含めた現況を把握し、その結果を踏まえた上で本工事の予測・評価を行ってまいります。なお、工事中の環境監視については、今後、関係機関と協議し、適切に実施していきたいと考えております。
8	現状の発電所のSO <sub>2</sub> 、NO <sub>2</sub> の発生状況比較で新設発電機の排出量、質共に大幅な減少となっています。1、2号機停止までは9年程あります。運転中の1、2号機に開発されたSO <sub>2</sub> 、NO <sub>2</sub> 、ばいじんの除去装置を取り付けて下さい。住民からのお願いです。	既設プラントへ新たな環境対策設備を設置する場合においても、環境対策設備のみの検討ではなく、発電所全体での設計・検討が必要となります。 また、敷地面積が狭隘であるため、新しい装置の追加には物理的な制約があります。 仮に、既設に新しい設備を追設する場合であっても、技術設計、検討、製作、今ある設備の撤去、さらには追設の工事までの一連の工事を考慮すると、新1号機の設備更新の工程と変わらない工期となります。 したがって、本計画に示す更新工事を行うことが最も早期かつ抜本的な大気環境対策になるものと考えております。
9	環境改善でNO <sub>2</sub> 、SO <sub>2</sub> 改善の装置をつけてくださいとお願いしましたが、集塵機をちょっと改造したらいいだけで、そんなにたいしたことではないのではないか。 住民のためにそれくらいやってください。お願いします。こんな環境の悪い所に私たちは全部住んでいるんですよ。 あなた方はここ高砂とは関係ないと思いますが。お願いします。	光化学オキシダントについては、光化学反応により大気中で生成される物質であり、そのメカニズムは十分解明されていないことから、光化学オキシダントそのものとして予測することは困難であり、本事業による大気質への影響について現時点では評価することはできないものと考えております。 また、微小粒子状物質は、物の燃焼などによって直接排出されるものと、ガス状大気汚染物質が、主として環境大気中での化学反応により粒子化する二次生成粒子があります。二次生成粒子については、その生成機構を含めた挙動は非常に複雑で未だ解明されていないことから、微小粒子状物質を予測することは困難であり、本事業による大気質への影響について現時点では評価することはできないものと考えております。
10	大気への影響について  本方法書に示された大気質の状況によると、浮遊粒子状物質は一般局23局中1局で短期的評価・長期的評価ともに適合していない。 微小粒子状物質(PM2.5)、光化学オキシダントはそれぞれの物質を測定しているすべての測定局で環境基準の評価に適合していない。このような現状に加え、本事業による悪影響が懸念されるが、大気質にどのような影響を及ぼすのか説明を求める。	

### 3. 温室効果ガス関係

No.	意見の概要	事業者の見解
11	<p>石炭火力発電所の建設の問題について</p> <p>①昨今、早急な気候変動対策が求められており、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書では、とりわけ石炭について、エネルギーインフラ投資の在り方を変えていく必要性が強調されているところである。そのような状況の中、天然ガスの約2倍のCO<sub>2</sub>を排出する石炭火力を新設することは、将来の気候変動へ甚大な環境影響を及ぼすことになる。よって、そのことを無視した本事業の実施には反対する。</p> <p>②本方法書ではUSCを採用し、BATの参考表の(A)以上を採用することが強調されている。また「現状採用し得る最高水準の発電効率を確保すべく最新の超々臨界圧発電設備に更新を行い、現状より発電電力量あたりの二酸化炭素排出量を低減する計画」とし、二酸化炭素排出原単位は約0.77kg-CO<sub>2</sub>/kWh、総排出量は年間約810万t-CO<sub>2</sub>としている。しかし、従来から効率を向上しても最新のLNG火力の約2倍にも及ぶCO<sub>2</sub>排出量であり、拡大によって追加的に排出される膨大なCO<sub>2</sub>による影響への配慮が全く見られないことは問題である。このような計画は看過できない。</p> <p>④今後建設される発電所は、少なくともLNG火力が達成している約350g-CO<sub>2</sub>/kWhというCO<sub>2</sub>排出原単位を実現できる水準を満たすべきである。この観点からすると、石炭火力発電はいかなる高効率技術を用いてもこのレベルには到達しがたく、石炭火力発電所の建設自体が環境への配慮を著しく欠いていると言わざるを得ない。</p>	<p>石炭はLNGに比べてCO<sub>2</sub>の排出量が多いという特徴がありますが、世界に広く分布し、供給安定性やコストの面で優れたエネルギー源です。また、エネルギー資源の大半を輸入に頼る我が国において、バランスのとれた電源構成を実現する上でも石炭を活用していく必要があります。</p> <p>この石炭を利用する石炭火力は、現に低廉で安定した電力を供給するベースロード電源として電力需給を支える重要な供給力であり、今後もその役割を継続的に果たしていくと考えられます。</p> <p>さらには、当社がこれまで培ってきた石炭火力技術を活用し、既設発電所において長年石炭の輸送・貯炭等を行ってきた知見を今後も活かすことが可能と考えております。</p> <p>こうした中、より効率的に石炭を利用していくためには、より高効率の石炭火力発電によって環境影響を抑制していくことが必要であることから、本計画によって最新設備に更新することを計画しております。</p>
12	<p>③本事業は「設備更新」と位置づけられているが、設備容量を計50万kWから計120万kWへと2.4倍も増加させるものであり、実質的には石炭火力発電所の拡大計画である。しかし、今後省エネ・再生可能エネルギーが普及していくことや、本発電所が稼動する2021年以降には人口減少に伴い、エネルギー需要がさらに減少することを考えると、このような大幅な設備増加は必要であるとは考えにくいうえ、最もCO<sub>2</sub>排出の多い燃料である石炭での火力発電所の建設の必要性はないと考えられる。</p>	<p>国の「エネルギー基本計画」においても、石炭は「安定供給性や経済性に優れた重要なベースロード電源の燃料として再評価されており、高効率石炭火力発電の有効利用等により環境負荷を低減しつつ活用していくエネルギー源」とされており、特に東日本大震災後も、石炭火力の役割は、我が国ベースロード電源の主翼を担う供給力として重要性を増しております。</p> <p>このため、設備更新にあわせて出力を増加することとし、ベースロード電源としての供給力の確保を図る計画としております。</p> <p>当社としては、省エネ・再生可能エネルギーが普及していく中においても、供給安定性やコスト面から石炭火力が重要であることに変わりはないと認識しており、新1・2号機は電力需給を支える重要な供給力としての役割を引き続き果たしていくものと考えております。</p>

No.	意 見 の 概 要	事 業 者 の 見 解
13	<p>⑤日本政府は、環境基本計画において、2050年に温室効果ガス排出量を80%削減させる目標を閣議決定している。本事業が少なくとも30年程度稼働することを考えると国の目標と整合せず、本事業の正当性は認められない。</p> <p>⑥エネルギー基本計画における記述をもとに、石炭は経済性面に優れるとしているが、為替動向の変化や、途上国を中心とする石炭需要の変化などの石炭価格への影響は予測がつかない上、国際的なCO<sub>2</sub>規制強化による炭素価格の上昇によって、石炭火力発電の経済性は低下する可能性が高い。本事業の配慮書に対する意見のなかで、経産大臣はCCSの導入に向けて二酸化炭素分離回収設備に関する検討を行うことを求めている。CCSが導入されれば事業の採算性は下がる可能性があるが、その場合の経済性に関する見解を示すべきである。</p>	<p>国の長期目標への対応については、当社はこれまで政府支援のもと、革新的な二酸化炭素排出削減対策である将来の二酸化炭素分離回収設備の導入に向けた取り組みを実施しております。</p> <p>現在、CCSについては国が実用化に向けて実証試験による基盤技術の確立や適地貯留の調査を行い、その検討状況を事業者に情報提供することになっていると認識しており、この内容を踏まえて、今後経済性も含めて検討してまいります。</p>
14	<p>CO<sub>2</sub>排出に関する取り扱いと「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」との整合性について</p> <p>IPCC第5次評価報告書において示されたように、CO<sub>2</sub>は気候変動の主因であり、地球環境に多大な影響を及ぼすことは明白である。BATを採用する場合でも、事業によって引き起こされるCO<sub>2</sub>の総排出量の影響を検討し、対応を実施することは、事業者の社会的責任として不可避である。</p> <p>また、環境大臣から経産大臣への意見書では、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」をふまえて環境対策を行うことを求めており、経産大臣意見でもその旨が明記されている。事業者は、取りまとめを踏まえて具体的にいつまでにどのような対応を行うのか、スケジュールを含めて明確にする責任がある。</p>	<p>当社は発電事業者として、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」(経済産業省・環境省、平成25年4月25日)で示された、「BAT(Best Available Technology)の参考表」に基づく最高効率の設備を導入することで可能な限り二酸化炭素排出原単位の削減に努めてまいります。</p> <p>地球温暖化対策に係る電力業界全体の自主的枠組の構築に向けては、エネルギー政策の検討も踏まえた国の地球温暖化対策の目標・計画の策定と併せて、発電事業者として可能な限り取り組みます。</p> <p>また、当該枠組が構築された後は、小売段階が調達する電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、確実に二酸化炭素排出削減に取り組みます。</p> <p>枠組が構築されるまでの間においては、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」における「事業者(入札を行う場合は入札実施者)が自主的取組として、天然ガス火力を超過する分に相当する純増分について、例えば、運転開始時に稼働を代替する自社又は他社の発電所を特定できる場合にはそれとの差に相当する分や最新型の天然ガス火力発電所との差に相当する分等について海外での削減に係る取組を行うなどの環境保全措置を講じること」を運転開始時までに満たすための自主的取組みを講じます。</p> <p>なお、上記の取組みについては、今後の環境影響評価手続期間中に具体化された内容があれば、準備書に可能な範囲で記載いたします。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
15	<p>CO<sub>2</sub>排出による環境影響に関する具体的情報について</p> <p>CO<sub>2</sub>排出原単位や総排出量は記されているが、設備利用率や石炭種など、算出の前提となる情報を明示するべきである。また発電効率、送電端効率も環境保全の見地から検討するにあたって重要な情報である。これらは事業実施の是非にも関わる情報であると考えられるため、事業者はこれを早急に開示するべきである。</p>	<p>「BATの参考表」の「(B)商用プラントとして着工済み（試運転期間等を含む）の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続に入っている発電技術」の採用の可能性を積極的に検討した上で、「(A)経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術」以上を採用することで検討を進めているところですが、設計検討中に伴い現時点では詳細データはお示しきれませんでした。</p> <p>なお、CO<sub>2</sub>排出原単位や総排出量を算出する前提となる設備利用率等の情報については、準備書に記載する事といたします。</p>
16	<p>CO<sub>2</sub>排出量の予測、評価手法について</p> <p>評価の手法として、「二酸化炭素の発生による環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する」とされている。CO<sub>2</sub>を大量に排出する石炭火力を選択すること自体が、環境負荷を回避・低減できていないといわざるを得ないが、「実行可能な範囲」で環境負荷が「回避または低減」されているかをどのように判断するのか、基準を示すべきである。また同様に、東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめとの整合性についても、判断基準を示すべきである。</p> <p>予測の基本的な手法としては、発電所の運転に伴うCO<sub>2</sub>排出量と原単位を算出するとしている。準備書においては、使用する石炭種別や設備利用率など、算出の前提とする条件を明らかにすることを求める。また、予測対象時期とされている「発電所の運転が定常状態となる時期」とは、具体的にどのような時期を想定しているのか明示すべきである。</p> <p>さらに予測には、設備利用率の低下や石炭種の変更、経年変化による原単位の悪化およびCCSの導入などによる原単位の改善についても明らかにすることを求める。また、CO<sub>2</sub>に関連するこれらの情報について事後調査を実施し、実測値を公表することを求める。</p>	<p>本方法書においては、「環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素」として温室効果ガス等（二酸化炭素）を環境影響評価の項目に選定しており、「二酸化炭素の発生による環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する」としています。</p> <p>準備書では、予測、評価にあたり、使用する石炭を想定した性状や設備利用率など、算出の前提を二酸化炭素の排出量が最大となる場合とし、その条件を明らかにするとともに「発電所の運転が定常状態となり二酸化炭素に係る環境影響が最大になる時期」を明示した上で、「BATの参考表」の(A)以上を満足している等の評価基準を示して判断する予定です。</p> <p>また、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」を踏まえ、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画との整合性が確保されたものと整理されるよう、必要な取組みを講じ準備書において評価する予定です。</p> <p>なお、二酸化炭素排出量については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等に基づく算定手法により、報告することとなります。</p>
17	二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )排出量を年間810万t/年に削減するとしているが、神鋼神戸石炭火力発電所は、70万kw2基で年間790万t/年で稼働している。10年前に建設されたものより排出量が多いのでは、この更新計画は認められない。	既設1・2号機の実績(既設1・2号機それぞれの過去5年最大の合成値)では、年間CO <sub>2</sub> 排出量は約345万t-CO <sub>2</sub> です。これに対し現時点での計画を基に新1・2号機が同じ条件で稼働した場合、年間排出量は約750万t-CO <sub>2</sub> となります。(方法書においては、新1・2号機が定格出力で1年間100%稼働した場合を想定した排出量として、810万t-CO <sub>2</sub> /年と記載しております)

No.	意 見 の 概 要	事 業 者 の 見 解
18	高砂火力発電所からのCO <sub>2</sub> の総排出量は増えないのでしょうか。	<p>現時点における計画では、発電電力量あたりの二酸化炭素排出原単位を、既設発電設備の約0.85kg-CO<sub>2</sub>/kWhから1割程度削減し、新1・2号機は約0.77kg-CO<sub>2</sub>/kWhとする計画です。</p> <p>設備出力が50万kWから120万kWとなりますので、年間の二酸化炭素総排出量は約400万t-CO<sub>2</sub>の増加となります。一方、当社は発電事業者として、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」で示された、「BATの参考表」に基づく最高効率の設備を導入することで可能な限り二酸化炭素排出原単位の削減に努めてまいります。地球温暖化対策に係る電力業界全体の自主的枠組の構築に向けては、エネルギー政策の検討も踏まえた国の地球温暖化対策の目標・計画の策定と併せて、発電事業者として可能な限り取り組みます。また、当該枠組が構築された後は、小売段階が調達する電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、確実に二酸化炭素排出削減に取り組みます。</p>
19	発電所の熱源としては、LNG、石油、石炭等ありますが、CO <sub>2</sub> の排出の一番多い石炭をなぜ選んだのですか。	<p>石炭はLNGや石油に比べてCO<sub>2</sub>の排出量が多いという特徴がありますが、世界に広く分布し、供給安定性やコストの面で優れたエネルギー源です。また、エネルギー資源の大半を輸入に頼る我が国において、バランスのとれた電源構成を実現する上でも石炭を活用していく必要があります。</p>
20	<p>去る1月10日に行われた方法書の説明会に於いて意見、質問事項を次に1, 2, で揚げます。明快な返答をお願いします。</p> <p>1. *世界的な環境保全の今日に発電資源として石油、LNG、水力、バイオ 石炭、原子力等数々有る中で何故温室効果ガス他公害発生の一一番多い石炭を選んだか、の問い合わせに対する返答は、何れの燃料も日本に取っては輸入品目である為に輸入資源のバランスを取るために石炭を選んだ、との回答がありました。当質問の地球環境保全の為に、と言う質問の概念からかけ外れた回答で納得行きません、経済産業省という言葉はしきりに説明の中に出できましたがこの件に関しての経済産業省、環境省との対応はどうなっていますか、ホームページで次の事項を確認しました、確認をお願いします。</p> <p>地球環境の保全の建前等方法書に依る対策では認可されていないと思いまいが。他の都道府県下での同等の発電所申請に対しては次のような条件が付けられており貴社も下記の返答をしております、何故この表現が先日の高砂市での説明会でなされなかつたのですか、</p> <p>東京電力の同様の石炭火力開発提案に関して経済産業省は二酸化炭素分離回収設備に関する所要の検討、事業者に於ける長期的な二酸化炭素排出対策について所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講ずる事、という指導に対して、</p> <p>事業者（貴社）の返答として「環境アセスメント手続きに入っている発電技術にても採用の可能性を積極的に検討したうえで商用プラントとして最新鋭技術以上を採用します。」という返答が入っているにも関わらず何故この度の方法書説明会で</p>	<p>この石炭を利用する石炭火力は、現に低廉で安定した電力を供給するベースロード電源として電力需給を支える重要な供給力であり、今後もその役割を継続的に果たしていくと考えられます。</p> <p>さらには、当社がこれまで培ってきた石炭火力技術を活用し、既設発電所において長年石炭の輸送・貯炭等を行ってきた知見を今後も活かすことが可能と考えております。</p> <p>こうした中、より効率的に石炭を利用していくためには、より高効率の石炭火力発電によって環境影響を抑制していくことが必要であることから、本計画によって最新設備に更新することを計画しております。</p> <p>経済産業省、環境省との対応については、環境アセスメントの法手続きに則って審査を受ける上で「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」で示された通り、「環境アセスメントにおいて、事業者が利用可能な最良の技術(BAT)の採用等により可能な限り環境負荷低減に努めているかどうか、また、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性を持っているかどうか」について国（経済産業省・環境省）が審査するとされています。</p> <p>本計画では、ここで示されている「BATの参考表」の(B)についても採用の可能性を積極的に検討した上で、(A)以上を採用する計画です。</p> <p>一方、二酸化炭素分離回収に関しては、当社としてはこれまで政府支援のもと、同技術への取り組みを着実に実施しております。国の長期目標との整合性を確保するため、将来の二酸化炭素分離回収・貯</p>

No.	意 見 の 概 要	事 業 者 の 見 解
	<p>この表現をされなかったのか、返答ください。</p> <p>資源エネルギーを変更する、しないに関わらずですが上記返答上どうしても次の提案事項を環境対策事業として設備してください。</p> <p>* 方法書に依りますと「更新設備では窒素酸化物NO<sub>2</sub>硫黄酸化物SO<sub>2</sub>、ばいじんの濃度、排出量は大幅に改善されていますが肝心のCO<sub>2</sub>温室効果ガスが10%減という数字は表示されていますが出力アップ分としては大幅に增量と成る」との説明です。世界的な削減対象であるCO<sub>2</sub>が無視されています。</p> <p>これでは環境保全の上からは認める訳がないでしょう、現在開発されつつある、(もう完了しているであろう)「CO<sub>2</sub>を地中に埋め込んでのCO<sub>2</sub>削減」と言う方法などを取って地球環境保全に努力してください。</p>	留の導入に向けて、国の検討結果や、二酸化炭素分離回収設備の実用化をはじめとした技術開発状況を踏まえ、今後検討してまいります。
21	<p>2. 方法書ではNO<sub>2</sub>, SO<sub>2</sub>, ばいじん、の削減が更新計画書では大幅に削減される予定と成っていますがCO<sub>2</sub>削減に対して詳細な事項がありません、上記の方法書に関連して次の事項を環境対策事業として設備してください。</p> <p>この件に付いては現状の1, 2号機が後9年は続く計画と成っていますが現地の居住者としては一日も早く公害物質は除去していただきたい旨発言しましたが場所等の確保が出来ないと理由で出来ない、との返答でした、更新計画どうりの設備の改善は要求していません、上記の「環境アセスメントの実行」と言う文章とうりの設備改修を実行してください、最近の技術を駆使して、原子力もそろそろ運転の見込みで改修中の運転停止も可能でしょう、もう装置としては出来上がっていると思いますが出来る限り早い時期の環境改善設備をお願いします。</p>	<p>既設プラントへ新たな環境対策設備を設置する場合においても、環境対策設備のみの検討ではなく、発電所全体での設計・検討が必要となります。</p> <p>また、敷地面積が狭隘であるため、新しい装置の追加には物理的な制約があります。</p> <p>仮に、既設に新しい設備を追設する場合であっても、技術設計、検討、製作、今ある設備の撤去、さらには追設の工事までの一連の工事を考えると、新1号機の設備更新の工程と変わらない工期となります。</p> <p>したがって、本計画に示す更新工事を行うことが最も早期かつ抜本的な大気環境対策になるものと考えております。</p> <p>また、CO<sub>2</sub>の観点からもプラント全体の更新による高効率化が抜本的な対策であり、新1・2号機の設計にあたりましてはBATに基づく最高効率の最新設備を導入することで、発電電力量あたりの二酸化炭素排出原単位を、既設発電設備の約0.85kg-CO<sub>2</sub>/kWhから1割程度削減し、新1・2号機は約0.77kg-CO<sub>2</sub>/kWhとする計画です。なお、新1・2号機が、定格出力で1年間100%稼働した場合を想定した排出量としては、810万t-CO<sub>2</sub>/年となる計画です。</p>

#### 4. その他の環境関係

No.	意見の概要	事業者の見解
22	<p>ホームページからダウンロードもできなければ印刷もできない状態。電力会社の場合は、ダウンロードも印刷もできる。貸し出しをしているというが、近くに住んでいるなら良いが、遠方の者には不可能だ。</p> <p>建設計画環境配慮書をできるだけ狭い範囲でさえ、なるべく意見が出ないようにという「せこい魂胆が見え見え！」こんな不誠実な態度は許せない。</p> <p>印刷もコピーもできるようにして環境影響評価手続きを行うべきだ。</p>	<p>本計画における環境影響評価方法書に係る図書については、環境影響を受ける範囲と認められる地域である高砂市、姫路市、加古川市の各市役所庁舎、兵庫県庁及び当社高砂火力発電所の計5カ所での縦覧に加え、当社ホームページ上にて公開いたしました。</p> <p>また、期間については、縦覧期間終了後においても意見の募集期間中は方法書が閲覧できるよう、当社ホームページ及び高砂火力発電所において公開いたしました。</p> <p>なお、当該方法書のあらましについては、当社ホームページで継続して閲覧できます。</p> <p>インターネット上の公開に当たっては、当該方法書が当社の著作物であることや、当社以外が作成した地図等を含むことから、無断複製等の著作権に関する問題が生じることがない様留意する必要があると考えております。</p> <p>したがって、公開している方法書については印刷やコピーができない措置とさせていただいております。</p> <p>ご理解のほどよろしくお願ひいたします。</p>
23	<p>情報公開について</p> <p>環境アセスメントにおいて公開される方法書などの資料は、縦覧期間が終了しても閲覧できるようにするべきである。また、期間中においても、印刷が可能にするなど利便性を高めるよう求める。</p>	